

質疑回答票（令和 8 年 7 月 1 3 日受付分）

入札件名：令和 8 年、 9 年度大和高田市指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券配送業務（再度）

質 疑	回 答
① 契約書第11条 弊社は再委託をします。再委託を承認していただく際、市指定の「再委託承認申請書」のような書類で申請すればいいのでしょうか。契約時に当社から依頼する輸送業者名（傭車名）の記載が必要でしょうか。それとも毎月の作業前に輸送業者が決まってから申請すればいいのでしょうか。毎月複数業者からの選定になります。 弊社で契約した（弊社が元請で車両手配します）輸送業者です。 再委託は必至です。	① 契約書第11条(再委託等の制限)により再委託は禁止されていますが、書面により本市の承諾があれば再委託は可能です。但し、契約書の第13条における発注者の契約解除権に該当する者への再委託は出来ません。書面の提出については、契約時に当該業務の計画書（御社様式）を提出しその中で輸送業者名を記載してください。また輸送業者の変更など当初計画に変更がある場合は、その都度、変更計画書（御社様式）を提出してください。